

ひたち野リフレ会議室を利用する際のガイドライン

牛久市市民活動課

リフレ会議室を利用する際の安全対策項目

- 利用団体責任者は、利用者にマスク（各自持参）の着用をお願いするとともに、平熱であることの確認、体調不良でないかの確認を行うこと（本人からの申告でも可）
- 利用者は入館する際に 30 秒以上の丁寧な手洗い、または消毒用アルコールで手指の消毒をすること（せっけんや消毒用アルコールは利用団体責任者が用意する）
- 利用者は入館する際、会議室に掲示された「いばらきアナビエちゃんの感染防止対策宣誓書」に記載の「二次元コード」を読み取り登録を行うこと
※登録ができない利用者は、利用団体で参加者名簿を作成し、最低 1 か月以上は保管すること（感染経路や濃厚接触者を特定するため）
- 十分な換気を確保すること（常時または 30 分ごとに 5 分程度の定期的な換気）
※窓・ドアを開放する、換気設備を利用し換気量を増やすなど
- 長時間の利用は控え、長くなるときには 1 時間ごとに 5 分程度の休憩を入れること
- 至近距離での対面接触を減らす（ソーシャル・ディスタンスの確保）ために、適正間隔を保てる利用人数とすること
※人と人の間隔は 2m（最低 1m）を確保し、配席の工夫（席を 1 つ空ける、互い違いに座る、対面せず片側に座る）又は各テーブルにアクリル板やビニールカーテンを設置して、対面接触を回避すること
- 3つの密（密閉・密集・密接）が重なりやすい活動は避けること
- マイク使用の場合は、そのつど消毒する（消毒用アルコールは利用団体責任者が用意する）
- 利用者は会議室使用后、机・いす等接触した部分の消毒を行うこと（消毒用アルコールは利用団体が用意する）
- 飲み物は各自（マイボトルやペットボトル等）を持参し、必要最低限とすること
（提供するときは、缶やペットボトルに限り、ごみは持ち帰ること）

会議等を実施する際の安全対策項目

- 総会等の会議を開催する場合は、分散着席等など 1 箇所への集合人数を削減し、参加者間のスペース【2m（最低 1m）】を確保すること
※牛久市が感染拡大市町村に指定された場合、使用人数を定員の 30%以内に制限します。
※茨城県全体ステージの変更や、感染拡大市町村の指定があった場合、リフレ会議室の使用中止をお願いさせていただく場合がございます。

その他、リフレ会議室の利用についてご不明な点は、市民活動課までお問合せください。

牛久市市民活動課 TEL029-873-2111（内線 1633～1634）

作成日 令和 3 年 5 月 20 日